主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点及第二点の(ロ)(ヌ)は原審に提出しなかつた証拠によつて自 ら自白した事実と異る主張をなすものであり、(ハ)(二)(へ)は原判決の事実 認定を非難し、(リ)(ル)は原審の認定していない事実を認定したものと非難し、 (ホ)(へ)(ト)(チ)(オ)(ワ)(カ)(ヨ)は原判示に副わない事実を想 定して権利濫用の有無に関する原審の判断を非難するものであり、第三点及び第四 点の(21)(22)(23)は借地権抛棄に関する事実認定を非難し、(5)(6)(12)(13)(18)は原審において主張もなく認定もない賃料不払の事 実を新に主張し、これを前提として違憲違法をいうが、その論旨は前提を欠き、(9)(10)(11)(13)は原審の認定に反する借地権抛棄を前提として違憲 違法をいうが、その論旨は前提を欠き、(19)(20)は原審の適用しない所論 処理法一二条に藉口して違憲違法をいうが、その論旨はまた前提を欠くものである。 所論は原審の事実認定を非難し、原判示に副わない事実を前提として違憲をいうに 過ぎない。所論はすべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する 法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、 又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 真
 野
 毅

 裁判官
 斎
 藤
 悠
 輔

 裁判官
 岩
 松
 三
 郎

 裁判官
 入
 江
 俊
 朗